



新・介護保険を考える 16

－社会福祉法人の変化 2 多摩同胞会の場合－



理事長 鈴木 恂子

前号（No.98）では社会福祉法の改正にあたり、社会福祉法人および社会福祉法人の施設・事業の変化についてたどってみました。今回は当法人を例にとってより具体的に整理することでその変化を具体的に明らかにするためにまとめました。

社会福祉法人は時代と社会の要請に応じて、変化し、発展し、地域に浸透してきたように思われますが、施策、制度によっても大きく左右されます。2000年の基礎構造改革、介護保険制度の施行は文字通り社会福祉法人を根底からくつがえすような大きな変革でした。それから16年経過した現在、介護にまつわる悲劇的な事件、事故、高齢者や子どもたちの貧困問題、孤立した高齢世帯やひとり親家庭、基礎構造改革の光が生み出す影ともいえる面が表にあらわれてきました。今回の社会福祉法の改正が影を解消する光となるのか、ますます社会福祉法人が混乱して統合や解体につながっていくのか、わかりません。社会福祉法人の原点に立ち返り、本来業務の確立と地域福祉の充実に努めていかなければと思います。

今年度に入り、当法人が新たに取り組む事業のなかから2つの事例をご紹介します。

1. 介護保険制度の変更で2016年度から特養入所は原則要介護度3以上になりました。すでに申し込みされている要介護1、2の方の近況を把握せずに新制度に移行することはできません。今後は地域包括支援センターが積極的にフォローすることが必須になります。そこで特養の相談員と包括の相談員が連携してとりくみました（双方ともに専門職として守秘義務をもっていますので、個人情報の管理に配慮することは当然です）。その結果、介護度が変更している方、すでに住宅系施設に転居している方が多かったのですが、なかに即緊急対応が必要な老夫婦世帯もおられました。
2. 当法人は介護、子育て、両面から家族支援を目標としていますが、親の介護と子育てを抱える40代世帯の存在が複数明らかになり（いわゆるダブルケア）、府中地区で泉苑・あさひ苑・緑苑の3施設の地域包括支援センターと、しらとり・たっちの子育て支援センターが相互に事業内容の理解を深め、情報共有を開始しました。

福 祉 施 設 の 状 況	社 会 福 祉 事 業 法			
	収 容 ー 入 所 ー 措 置 施 設		施設を拠点とする在宅サービスへの発展	
	1946年	1970年	1975年	1990年
	・1946年法人創設時は公の補助も少なく、創設者の私財やわずかな寄付金等で日々の生活がまかなわれていた。 ・生活保護費に準ずる事業費が入所者の食事、衣服にあてられ、職員の奉仕的な活動によって支えられていた。 ・老人福祉法等各種福祉法が成立し、公にかわって社会福祉法人が用地を提供し、施設建設する場合、国および東京都から基準面積×基準単価×3/4の建設補助が出るようになった。 ・措置費は事業費（直接処遇費）と事務費（人件費・管理費）に区分され、単年度に使い切ることが原則だった。 ・後に東京都は独自の援護費を補助したり、職員給与を公務員並みに公私格差是正事業を実施し、東京都の福祉水準をひきあげた。 ・直接処遇費にあたる事業費も最低生活の保障から教養娯楽費にあてられる文化的な生活を目指した予算が加わり単価が年々改善された。 ・国や東京都の施設協議会は毎年末になると入所者の生活改善や職員の給与水準を引き上げの予算獲得運動に取り組んだ。		・衣食住を保障する養護老人ホームから、介護を必要とする老人福祉施設である特別養護老人ホームに老人福祉施設的主流が移る。 ・特養のニーズは年々高まり、各区・各市が建設を補助して積極的にベッドを確保した。 ・特養に在宅サービスセンターを併設し入浴サービス、ショートステイ、デイサービスを提供する。 ・在宅サービスは各区市の事業として位置付けられ、国・都の補助は区市を通して実施された。 ・在宅サービスを中心に、施設運営は国都との関係から、次第に所在地の区市との関係が強くなった。	
多 摩 同 胞 会 の 変 化	法人創設から母子寮（現母子生活支援施設）・養護老人ホーム		施設に併設する在宅サービスセンター	
	1946年	1970年	1975年	1990年
	1946年12月	財団法人としてあきる野市（現）に網代母子寮を創設する（東京都の委託事業として運営する）。	1980年	信愛泉苑の増築とともに高齢者在宅サービスセンターを併設。府中市高齢者福祉6エリア圏域の計画
	1951年	社会福祉事業法の成立により社会福祉法人に組織変更する。	1992年 1993年	在宅介護支援センター事業開始（府中市受託） 府中市立あさひ苑の受託（施設を拠点に24時間ホームヘルプサービス実施
	1953年12月	府中市（当時府中町）に網代母子寮の姉妹寮として白鳥寮を開設する。	1994年	都道計画により用地の1/3が収用され、養護老人ホーム信愛寮は緑町に移転し、小規模特養併設養護老人ホーム（緑苑）。
	1960年	養老施設信愛寮開設（定員：27名）	1995年	白鳥寮全面改築。併設子ども家庭支援センター（相談とともにトワイライト、ショートステイ、緊急一時保護事業）
	1963年	老人福祉法の成立に伴い、養護老人ホーム信愛寮（定員：142名）となる。	2000年以降	
	1975年	特別養護老人ホーム信愛泉苑開設。翌年より府中市全域を対象に入浴サービス、ショートステイを開始する。	2003年	岩本町ほほえみプラザ開設（千代田区委託）
			2004年	かんだ連雀の開設。たっちの受託。武蔵台エリアは「家族支援センター」になる。
			2016年	千代田区かがやきプラザ相談センター受託。

※前号とあわせてご覧いただければ幸いです。

社 会 福 祉 法	
社会福祉法から介護保険法へ移行	社会福祉法等の一部を改正する法律
2000年	2016年
・養護老人ホーム、母子生活支援施設等の措置費は継続されたが、三位一体の改革のなかで措置費も地方交付税に含まれ各区市の一般財源化されることになった。 ・区市の年度予算により入所枠が決定されるため措置の間口が厳しくなったといわれる。 ・介護に関わる特養や区市の委託事業だった各種在宅サービス事業の多くは保険給付に移行した。 ・介護度やサービス時間によって細分化した給付コードに基づく日々の実績を集計し、月単位で国保連に請求する（代理受領手続）。 ・契約制度のためサービス提供内容を事前に説明し同意を得る（一定期間ごとあるいは変化時に見直し）。 ・利用者負担（一割利用料・食費・居住費）は見直しのたびに増額している。	社会貢献義務化に関する条文 第24条2項 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならない。 東京都社会福祉協議会の取組 ・東京都地域公益活動推進協議会の発足 ・広域連携事業「はたらくサポートとうきょう」（中間的就労促進事業）
介 護 保 険 制 度 へ の 対 応	多摩同胞会の地域公益活動（2016年4月現在）
2000年	2016年
1997年12月介護保険法の成立により1998年度プロジェクトを立ち上げ、継承すべきことを明らかにしつつ介護保険制度に対応した。（以下抜粋） ・法人理念の明文化 ・法人財務指標を明確にして財務のバランスを構成する ・福祉型の経営をめざし、サービス向上システムと人材育成のサイクルを図示する ・事業の核となる人材育成を柱とする（組織活性化とキャリアパスにつながる人材育成と給与制度など人事制度の全体像） ・サービス提供部門である施設事業と、管理事務部門を集める事務局の役割分担体制とする。 ・法令遵守のため、法人拠点施設施設各事業を中心とする業務管理体制を明確にする。 ・常任委員会を中心に法人運営体制の強化をはかる。	1. 社会福祉法人軽減 ・介護保険制度における低所得者利用料負担軽減 2. 食事サービス ・見守り配食 ・昼食会 ・通所利用者持ち帰り夕食 3. 地域交流 ・体験ボランティア交流 ・法人セミナー ・安心シニア塾 ・安心地域づくりコース ・納涼祭・夏祭り等 ・地域行事へのボランティア参加・機器貸出 ・福祉まつり等参加 4. 地域拠点 ・24時間365日体制（ワンストップ）包括連携 ・子育て相談 ・中高生の学習支援・居場所づくり ・災害時要支援避難施設 5. 住宅 ・サービス付高齢者住宅(福祉住宅・利用者負担軽減事業)等

（編集：法人事務局 青木 志乃）